

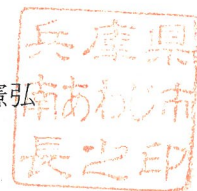
農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について以下のとおり認可したので公告する。

今回認可した農用地利用集積等促進計画を南あわじ市農林振興課に備え置いて閲覧に供する。

令和7年2月13日

南あわじ市長 守本 憲弘



- 1 今回認可した農用地利用集積等促進計画の概要
(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

別紙のとおり

- 2 農用地利用集積等促進計画を認可した日

令和7年2月13日

(様式第15号 促進計画の概要)

農用地利用集積等促進計画の概要

(公社) ひょうご農林機構

②移転・再設定等【現借受者⇒借受者・機構⇒借受者】

	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地			賃借権の設定等を行う期間	
	氏名又は名称	住 所	(筆数が 2 以上の場合は代表 1 筆)	筆数	面積(㎡)	始期	終期
令和6年度第506号	堤 直也	南あわじ市	南あわじ市倭文長田字名草1452-1	6	5,894.00	令和7年4月1日	令和9年3月31日